

学校感染症による出席停止と『学校感染症罹患・登校届』について

下記疾患については、「学校において予防すべき感染症（学校感染症）」とされており、出席停止になります。医師の診断を受け、その指示に従ってください。

※○印の感染症は「登校許可証」という書類が必要になります。用紙は学校にありますのでご連絡ください。

※★印の「インフルエンザ」については、「インフルエンザ罹患・登校届」に保護者が記入・捺印し、登校した際に学級担任へご提出ください。用紙は鶴川二中ホームページからも印刷可能です。

※印のない「新型コロナウイルス感染症」「感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス）」等は、この用紙下記の「学校感染症罹患・登校届」に保護者が記入・捺印し、登校した際に学級担任へご提出ください。

学校感染症と出席停止期間（令和5年5月8日改正）		
種別	感染症の種類	出席停止期間の基準等
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、指定感染症	治癒するまで
第二種	★インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	○百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	○麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	○流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	○風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	○水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	○咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	○結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	○髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで（発症後10日はマスク着用を推奨）
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、バラチフス、○流行性角結膜炎、○急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症（例）○溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、伝染性紅斑（リンゴ病）、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症など	条件により出席停止となる感染症であり、学校長が学校医の意見を聞き、学校伝染病としての扱いをすることがある

----- きりとりせん -----

学校感染症罹患・登校届（保護者の方が記入してください）

町田市立鶴川第二中学校長様

病名（ ）と診断され、下記の期間治療休養していましたが、

医師の許可が出ましたので本日より登校させます。

① 学校を休んでいた期間 月 日（曜日）～月 日（曜日）

② 医師から登校許可が出た日 月 日（曜日）より登校可能

③ 受診した医療機関名 _____

令和 年 月 日 年 組 生徒氏名

保護者氏名